

第555回広島地方最低賃金審議会
議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

- 1 日 時 令和6年8月5日(月) 13時44分～14時57分
2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者 (公益代表委員) 岡田 行正
酒井 朋子
中原 良子
三井 正信
村上 恵子

(労働者代表委員) 佐崎 吉宏
戸村 伸一郎
長安 幸司
橋本 聡
林 秀彦

(使用者代表委員) 蔵田 秀和
巢守 佳之
中野 博之
長谷川 信男

(広島労働局) 局長 小沼 宏治
労働基準部長 木下 麻子
賃金室長 檀上 昌浩
室長補佐 重弘 拓也
賃金指導官 栗林 隆幸
監察監督官 山崎 勝
給付調査官 森川 智鶴乃
労働基準監督官 吉川 みどり

4 議 事

- (1) 令和6年度広島県最低賃金の改正決定について
- (2) 令和6年度広島県特定最低賃金の改正申出の取扱いについて
- (3) 令和6年度広島県特定最低賃金の決定申出の取扱いについて

議事

重弘室長補佐

それでは、ただいまから第 555 回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本審議会における各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 4 名の計 14 名の委員に御出席をいただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る 7 月 22 日から 29 日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方が 2 名おられました。

2 名が本日の審議会を傍聴されていますので、併せて御報告いたします。

傍聴される方々は、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますよう、よろしく願いいたします。それでは、岡田会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

岡田会長

それでは議事を進めていきます。

まず、議事の 1 でございます。「令和 6 年度広島県最低賃金の改正決定について」でございます。専門部会長の酒井委員から報告をお願いいたします。

酒井会長代理

それでは、報告させていただきます。

まず、事務局から報告書を読み上げてください。

檀上室長補佐

お手元にお配りした専門部会長報告を御覧ください。最初に部会長報告を読み上げます。

令和 6 年 8 月 5 日

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正 殿

広島地方最低賃金審議会広島県最低賃金専門部会部会長 酒井朋子

広島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 6 月 28 日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配意した上で、消費者物価をはじめ

とする県内の各種の指標を基に、消費者物価指数の高騰、賃金の上昇率、企業の価格転嫁が十分に行われていないこと等を踏まえ、広島県独自で妥当性を検証し、中小企業・小規模事業者に対する支援策など県内情勢を総合的に勘案し慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

当専門部会においては、本年度の広島県最低賃金の改正が賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない中、中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、このため、県内の中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望する。

2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

3 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 部会長 酒井 朋子

部会長代理 岡田行正

村上恵子

労働者代表委員 佐崎吉宏

橋本聡

林秀彦

使用者代表委員 巢守佳之

中野博之

長谷川 信男

別紙、広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間 1,020円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日
以上でございます。

酒井会長代理

ただいまの広島地方最低賃金専門部会報告の結論に至る経過につきましては、

私から少し説明をさせていただきます。

令和6年の広島県最低賃金額改定に係る公益委員見解を申し上げます。

令和6年度広島県最低賃金の改正の引上げ額は、50円5.15%とします。

令和6年6月28日に広島労働局長から広島県最低賃金改正の諮問を受け、4回にわたり当専門部会を開催し、公、労、使委員による真摯な議論が展開され、慎重に審議を重ねたところでございます。

1 労使双方の委員の意見について説明いたします。

- (1) 労働者代表委員の見解、連合リビングウェイジの試算から、広島県では最低1時間1,080円が必要であると算出されている。これから年末にかけて生活にかかわる分野で、物価上昇が見込まれていると算出されている。これから見込まれ、増加した賃金は物価上昇分に回るため、最低賃金近傍で働く労働者には厳しいことを重視する。2024年連合広島春闘で導き出した大きな流れを確実に未組織労働者に波及させていく、従業員10人未満の会社は、厳しい経営状況が続いていることは否めないがその一方で人手不足解消のため、新卒者の初任給の改定や若年層へのベースアップ等を加速させていることを踏まえ、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るため、広島県最低賃金もそれに見合った金額になるよ

うに取り組む、併せて、10月1日の発効を目指したい。
というものでした。

- (2) 使用者代表委員の見解、今回の中央最低賃金審議会の目安についてはあまりにも高い。中央最低賃金審議会の目安は、目標でありスタートラインではない。賃上げの必要性は理解するが、最低賃金は罰則付きの金額であり全員が対象となり、企業状況を考えながら決定される賃上げ金額とは全く別物である。最低賃金をある程度上げる必要性については理解しているが、一方で人件費比率の高い中小・零細企業では、大幅な引上げは企業の成長や雇用の維持にマイナスな影響を与えるということを懸念している。企業に賃上げの動きが広がっているが防衛的賃上げもみられ、賃上げができなかった企業も相当数あった。企業に助成金の利用が増えていることなどから支払能力がない中で、賃上げの努力をしている会社もある。審議に当たっては賃金改定状況調査の第4表の上昇率を基準に3要素を総合的に勘案して臨みたい。最賃引上げの目安としては最低ラインを決めるものなので、賃上げをすることができなかった企業も含めた中小・零細企業の賃上げ率を参考にすべきと考える。

というものでした。

- (3) 公益委員としては、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力いたしましたが、残念ながら意見の一致をみるに至りませんでした。

2 公益委員の見解について説明いたします。

- (1) 公益委員としては、中央最低賃金審議会で示された目安額Bランク50円を参考にし、最低賃金決定の3要素に基づき広島県の実情を考慮し、検討を行った。検討するに当たっては、労使各側からの意見、目安小委員会の配付資料、事務局から提供のあった広島県における最低賃金に関する基礎調査、労働経済指標、消費者物価指数など様々な資料を参考としました。中賃答申においては、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業、小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、5.0% (50円) を基準として、検討することが適当であるとされました。

- (2) 広島県における最低賃金決定の3要素については、次のとおりです。
ア 労働者の生計費、消費者物価指数（総合）で、全国、広島市、福山

市を比較してみると、令和5年の前年比は、全国3.3%に対して、広島市3.3%、福山市2.9%であり、令和6年5月の前年同月比は、全国2.9%に対して、広島市3.0%、福山市2.8%でありました。また、広島市の令和5年10月から令和6年6月までの「頻繁に購入する品目」の消費者物価指数を中央最低賃金審議会が示した「頻繁に購入する品目」すなわち、バナナ、ポリ袋及びガソリンを加味して再分析したところ、対前年同期比は、5.07%でありました。今後の消費者物価の上昇が最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に与える影響が懸念されます。

イ 賃金について、賃金改定状況調査結果では、第4表①、②におけるBランクは、去年の1.4%を上回る2.4%、継続雇用労働者の調査結果である第4表③におけるBランクの計は、去年の2.4%を上回る2.9%、パートタイム労働者は去年の2.4%を上回る3.7%である。賃金引上げ状況については、連合広島の春季賃金引上げ妥結状況では、300人未満は、去年の2.9%を上回る4.58%、全体計は去年の3.51%を上回る6.03%であり、広島県経営者協会の会員企業においては、4.5%であるなど、去年を上回る賃上げの状況が認められました。しかしながら、人手不足によるいわゆる防衛的賃上げを実施している企業が存在している状況も否めません。

ウ 通常の事業の賃金支払能力について、日本銀行広島支店企業短期経済観測調査の業況判断D.Iの推移は、令和5年1月から3月は、全国+5に対して、広島県は+13、4月から6月は、全国+8に対して、広島県が+11、7月から9月は、全国+10に対して、広島県+14、10月から12月は、全国+13に対して、広島県+18であり、全国平均を上回っています。また、中国財務局法人企業景気予測調査の景況判断BSIでは、令和6年1月から3月は、全規模で-7.7、中小企業で-16.5、4月から6月で、全規模で-8.3、中小企業で-6.7、7月から9月の見通しは、全規模で+8.3、中小企業で+4.5、10月から12月の見通しは、全規模で+9.8、中小企業で+9.0でありました。

景況感は上向き傾向にあるものの、中賃の公益委員の見解にあるように、広島県においても価格転嫁は十分な状況ではないことから、賃上げの原資を確保することが難しい中小企業も多く存在している状況であることは否めません

(3) 広島県の地域情勢について、

ア 転出超過について、総務省住民基本台帳人口移動調査によると、広島県の転出超過の推移は、令和元年8,018人から令和2年5,270人と

減少したものの、令和3年7,159人、令和4年9,207人、令和5年11,409人と、令和3年から毎年約2,000人ずつ増加しています。また令和6年5月の管内の雇用情勢では、有効求人倍率が1.43倍で全国第8位、中国地方第2位となっています。

イ 外国人技能実習生にについて、外国人雇用状況届状況によると、令和5年10月末時点の広島県の外国人技能実習生は17,204人で、中国地方5県の約5割を占めており、全国6位の人数です。

(4) 引上げ額について、以上により、本年度の賃金改正決定に当たり、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を最も重視し、最低賃金額を上げると考えます。今年度の広島県最低賃金改定については、「頻繁に購入する品目」の消費者物価指数の上昇率である5.07%を基本とし、賃金、通常の事業の賃金支払能力及び広島県の地域情勢である転出超過などの抑制と外国人技能実習生等の人材の確保を総合的に勘案すると、5.15%の引上額50円が妥当であると考えます。

3 最後に広島労働局に対する要望について申し上げます。

(1) 中小企業、小規模事業者が、継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望します。

(2) 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業、小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分や適正な転嫁に向けた取組の強化を要望します。

(3) 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うことなどによる人手不足の発生、年収の伸びが少なくなるなどの問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望いたします。

以上が公益案を提出するに至った経緯でございます。

そこで、引上げ額を50円とする公益案を提示しました。これを受けて採決したところ、結果、公益側が賛成、労働者側が一部賛成、一部反対、使用者側が賛成という形で可決されたところでございます。

以上が経緯でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

それではただいまの専門部会の審議経過の報告につきまして、各委員から補

足説明等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは部会長報告を確認しましたので、何か御質問等がございますか。

(質問等なし)

それでは特に御質問等もないようですので、この部会長報告に基づき、本審議会の答申案を作成することについて、何か御意見等がございますでしょうか。

(意見等なし)

よろしいですかね、それでは、特に御意見等ないようなので、事務局で答申案の用意をお願いします。

檀上室長

それでは、答申（案）を御用意させていただきますので、しばらくお待ちください。

檀上室長

会長、答申（案）の用意ができました。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、答申（案）の読み上げをお願いいたします。

栗林指導官

はい。それでは、答申（案）を読み上げます。

令和6年8月5日

広島労働局長 小沼宏治 殿

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年6月28日付け広労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

審議において、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが

再確認された。こうした状況の中、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金の引き上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望する。

2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

3 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。

別紙、広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間1,020円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

岡田会長

それでは、この答申案について、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

(質問等なし)

岡田会長

それでは、特に御意見等もないようですので、ここで答申案の採決をさせて

いただきます。

まず答申案のとおり、答申することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

はい、公益代表委員4名中4名、労側委員5名中2名、使用者委員4名中4名、ありがとうございました。

岡田会長

次に答申文案のとおり答申することに、反対の委員の方は、挙手をお願いいたします。

公益代表委員4名中0名、労働者側委員5名中3名、使用者委員4名中0名ということでございます。

賛成が10名、反対が3名、出席委員の10名が賛成されました。賛成多数ですので、答申案のとおり答申することに決定いたします。

それでは、事務局で答申文の用意をお願いいたします。

檀上室長

はい。しばらくお待ちください。

岡田会長

答申の場面については、報道機関による撮影及び録音を許可いたします。

(答申)

岡田会長

それでは答申いたしましたので、小沼労働局長より御挨拶をお願いします。

小沼労働局長

労働局長の小沼でございます。

ただいま広島県最低賃金を50円引上げて現行の970円から1,020円とする答申をいただき誠にありがとうございました。

去る6月28日に本審議会におきまして、広島県最低賃金の改正決定について調査審議をお願いいたしましたところでございます。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、労使それぞれのお立場で御意見に隔たりがあったということも私どもとしては受け止めさせていただいているところでございます。

本日の答申を受けまして、今後、異議申立の期間、機会を設けまして、広島県最低賃金を決定させていただきたいと思っております。

順調にまいりますと、本年の10月1日に広島県最低賃金が発効するというところで手続きを進めさせていただきたいと思っております。

それから答申の中で御要望いただいた事項ございますが、私どもとしてしっかり取り組んでいかなければいけないと考えてございます。広島県の最低賃金を県民の皆様方にきちんと周知をしていくということはもちろんでございますが、事業者の皆様方に対する業務改善助成金等の支援、多様な支援がございますので、そういったこともしっかり周知いたしまして、また、そういったものを活用していただくといったこともしっかりと進めていきたいと思っております。

また、委員の先生方におかれましても、こうしたものの周知でありますとか活用につきまして、何らかの機会がございましたら御協力いただきますと大変ありがたいところでございます。

本日は誠にありがとうございました。

岡田会長

報道機関の皆さまの撮影及び録音はここまでとさせていただきます。

それでは、引き続きまして、異議申出の公示、本審の開催等について、事務局から説明をお願いいたします。

檀上室長

令和6年度広島県最低賃金の改正決定につきまして、岡田会長から答申をいただきましたので、本日付けで改正決定に係る異議申出についての公示を行います。

異議申出の締切日は、最低賃金法第11条第2項の規定に基づき、15日経過の後令和6年8月20日火曜日といたしますが、この間、異議の申出があった場合には、8月21日水曜日、午前10時00分より異議申出に係る第556回広島地方最低賃金審議会の開催をお願いいたします。

同審議会終了後、官報公示等所要の手続きを採りまして、発効日を10月1日とさせていただきます。

岡田会長

わかりました。それでは次回、第556回本審は、令和6年8月21日水曜日の午前10時00分からの開催予定といたします。なお、異議審を開催しない場合には、事務局は各委員あてに速やかにEメール等で連絡してください。

檀上室長

承知いたしました。昨年同様、異議申出が事務局に提出された段階で、委員の皆さま方へEメール等で連絡させていただきます。1件でも異議申出があった時点で異議審開催が必要となりますことを御承知おき願います。また、異議申出の提出がなく、異議審を開催しない場合には、8月20日の17時15分頃に、各委員あてに御連絡させていただきます。

岡田会長

それでは、次に議事2「令和6年度広島県特定最低賃金の改正申出の取扱い」について審議いたします。事務局から説明願います。

檀上室長

特定最低賃金の改正決定等につきましては、関係労使において、労働条件の向上又は事業の公正競争を確保するとの観点から、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金の設定が必要であると認められる業種に限定して審議することとされております。

その決定等の手続につきましては、最低賃金法第15条第1項により、関係労使の申出を経て、審議会において改正決定等の必要性に関して御審議をいただくこととなります。各申出のケースとしましては、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」があり、また、申出の要件については、昭和61年2月14日付けの「中賃答申」によりますと、改正申出の場合当該特定最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の合意によるものとされております。

いま申し上げた特定最低賃金改正申出に係る合意率の「おおむね1/3以上」の考え方につきましては、平成24年2月29日付け広島地方最低賃金審議会検討小委員会の座長報告において、過去5年間の改正申出における最低の合意率以上とすることとされており、本年度における過去5年間の最低合意率は30.8%でございます。

改正の申出がなされますと、まず事務局で改正の申出に係る審査を行わせていただきまして、続いて広島労働局長が最低賃金法第21条の規定に基づき、改正決定等の必要性の有無について審議会に御意見を求めることとなります。

労働局長から意見を求められた場合には、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るように努力するものと昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申で「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項として示されております。これは、特定最低賃金が地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して、労使のイニシアティブにより地域別最低賃金より金額水準の高い最

低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、全会一致で改正の必要性ありの場合に限り、金額審議に移ることとなります。

さらに、最低賃金法第16条では「改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金において定める最低賃金を上回るものでなされなければならない」とされております。

したがって、地域別最低賃金より金額水準を高く設定することが必要であるということが「全会一致の議決」をもって審議会の結論として出ることが求められております。

そして、審議会の結論が出た後、審議会から改正決定の「必要性有あり」との答申がなされますと、最低賃金法第15条第2項に基づき、改正決定について広島地方最低賃金審議会に諮問することとなります。

それでは、本年度の広島県特定最低賃金改正の申出状況について、栗林より説明いたします。

栗林指導官

お手元にお配りしております審議会資料No.2から3、通し番号2ページから3ページを御覧ください。現在、広島県の特定最低賃金は、製鉄業等をはじめとして、全部で8業種ございます。そして、本年度は、新設として「各種商品、各種食料品小売業」が公正競争ケースとして決定の申出がなされましたので、申出の内訳としましては、「労働協約ケース」4件、「公正競争ケース」が5件でございます。

これらの特定最低賃金につきましては、去る6月20日から6月26日の間に申出書と疎明資料を受理し、その内容等について事務局で点検させていただいたところでございますが、その結果、申出を受理した労働協約ケース4件につきましては、広島県内の事業所で使用される労働者の同種の基幹労働者の3分の1以上の者が、賃金額の最低限に関する労働協約の適用を受ける場合であって、当該労働協約の労働組合の全部の合意により行われるという申出の要件を満たしておりました。

また、改正申出の公正競争ケースの4件につきましては、事業の公正競争を確保するとの観点から、同種の基幹労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出でありまして、当該最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の合意によるものと判断されたところでございます。具体的な合意率につきましてはお示ししております一覧表のとおりでございます。

新設の「各種商品、各種食料品小売業」につきまして説明いたします。まず「公正競争ケース」の申出の取扱いについてですが、お手元にあります「最低

賃金決定要覧」の214ページを御覧ください。2 公正競争ケースの取扱い(1)のなお書きの部分ですが、「当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者のおおむね1/3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい」と書かれてあります。本件については、一覧表のとおり1/3以上の合意によるものであることを御報告いたします。

特定最低賃金の決定申出及び改正申出の状況につきましては以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。「各種商品、各種食料品小売業」については、新たな決定の申出ですので、労側から申出理由の説明をお願いしたいと思います。労側委員、よろしく申し上げます。

橋本委員

はい、新設ということで昨年もお話させていただいたところでございます。各種商品小売の企業をみているなかで、昨今ドラッグであったりホームセンターであったりという、取扱う商品自体は違うのですが、内容とかそういったことで、地域に貢献しているということ踏まえて、最低賃金の新設の申出を用意させていただいているということでございます。分母の大きい産業ですので、適用いただければ、今後も他の方法も用いて、申出させていただきま

岡田会長

はい、ありがとうございました。

いまの労側の説明についてご意見があればお願いいたします。

中野委員

意見というか、我々は以前から屋上屋を重ねる特定最賃は必要ないと申し上げておりますので、新たに申請される特定最賃については、認める気はございません。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

では、事務局、次をお願いします。

檀上室長

それでは、最低賃金法第 21 条の規定によりまして、改正決定等の必要性の有無についての諮問をさせていただきます。本年度は 8 業種の広島県特定最低賃金の改正決定を一括で、加えて 1 業種の決定を広島地方最低賃金審議会の意見を求めるため諮問したいと思います。

諮問文の写しをお配りしたあとに諮問文を読み上げ、広島労働局長から岡田会長あてに諮問文をおわたしさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

岡田会長

はい。よろしく願います。

檀上室長

それでは、諮問文の写し(改正・新設)を配布させていただきます。

栗林指導官

はい。それでは、諮問文を読み上げます。

まず、改正決定の 8 業種から読み上げます。

広労発基 0805 第 1 号、令和 6 年 8 月 5 日

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正 殿

広島労働局長 小沼宏治

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

標記について、下記の特定最低賃金に関し、最低賃金法、昭和 34 年法律第 137 号、第 15 条第 1 項の規定に基づき、改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

- 1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄物、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金、平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号
- 2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金、平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 3 号
- 3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 4 号
- 4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 5 号
- 5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金、平成 20 年広島労働局最低賃

金公示第 6 号

- 6 広島県船舶製造修理業、船用機関製造業最低賃金、平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 7 号
- 7 広島県各種商品小売業最低賃金、平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 8 号
- 8 広島県自動車小売業最低賃金、平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 9 号

続きまして、新設決定について読み上げます。

広労発基 0805 第 2 号、令和 6 年 8 月 5 日

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正 殿

広島労働局長 小沼宏治

広島県特定最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 6 月 26 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン広島県支部支部長香西真から最低賃金法、昭和 34 年法律第 137 号、第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

檀上室長

それでは、小沼労働局長から岡田会長に諮問文を手交させていただきます。

（諮問文手交）

岡田会長

ただいま、8 業種の広島県特定最低賃金の改正決定及び新たな 1 業種の決定の必要性の有無につきまして、広島労働局長から当審議会に対して意見を求められましたが、審議を行なうに当たりまして、まず、昨年度「必要性あり」との答申がなされました各種商品小売業を除く 7 業種について審議を行い、次に、昨年度「必要性なし」との答申がなされました各種商品小売業、そして最後に昨年度新設として申出がなされたものの「必要性なし」との答申がなされました各種商品、各種食糧品小売業の審議を行いたいと思います。

それでは、各種商品小売業を除く 7 業種について、各側委員から御意見を伺います。

橋本委員

7業種については、従来どおり最低賃金の必要性というところについてお願いしたい。

岡田会長

はい、それでは、使側はいかがですか。

中野委員

我々の考え方としては、先ほども言ったように、屋上屋を重ねる特定最賃は必要ないと申し上げていますし、今回の県最賃もびっくりするような金額が上がっているのでもう特定最賃はいらないと思っています。また、中央最低賃金審議会の方でも、公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に、ということはずいぶん昔から言われているにもかかわらず、まだまだ広島は半分くらい公正競争で、そういった動きも見えていないので、併せて業界の関係者からも意見を聞かなければならないと思っていますので、今のところ結論は出ておりません。

岡田会長

結論出ていない。

中野委員

はい。

岡田会長

そうすると、今日この場で。

中野委員

必要性の有無についての結論は出せないです。

岡田会長

7業種についても。

中野委員

7業種について。

岡田会長

7業種について。

中野委員

はい。

岡田会長

どうでしょうか。

檀上室長

結論出ていない。

岡田会長

次の本審の時にということになりますかね。

はい、わかりました。そういう進み方にさせていただきたいと思います。

続けてですね、各種商品小売業について、ですけども、各側から御意見を伺います。

橋本委員

またこちらの方も引き続き、申出を出させていただいておりますので7業種についても、いま厳しいお言葉いただいておりますが、併せて御審議いただきますようお願いしたいと思います。

岡田会長

はい、わかりました。

使側いかがですか。

中野委員

申出は御自由ですけど、我々は数年前から言っていますように、各種商品小売業は必要ないと思っています。

岡田会長

はい、いま使側から各種商品小売業については改正の必要性なしという意見が出されましたけど、これに対して労側いかがですか。

橋本委員

新設のところについても、審議していただいたあとにお話しさせていただこうと思っていたのですが、各種商品、各種食料品小売業の方についても、同じ

答えをいただくのかなと思っている訳でございますが、申出者の方からも改めて現在の環境や、申出を提出した意図とかについて説明をさせていただきたいという思いもございます。したがって、そういった場を設けていただけないかということで要請、要望の方をさせていただきたいと考えている次第です。結論としては、小委員会等を設置してもう一度この業界の必要性についてこちらの主張、思いを伝えさせていただく場の方を要請させていただきたいということでございますので、お取り計らいをいただけるように会長にお願いしたい。以上です。

岡田会長

はい、これに対して使側いかがでしょうか。

中野委員

我々は先ほども申しましたように、改めて新設の必要性はないと思っています。ましてこれも公正競争ということでございますので必要はないかなど。昨年はこれにデパートも入っていたにもかかわらず、今回入っていないなど、なかなか一貫性を感じられない部分もありますが、新設は必要ないと思っています。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

いま、各種商品小売業とそれから各種商品、各種食料品小売業について、検討小委員会を開催してもらいたいとの話でしたが、使側はその必要がないと、必要性を感じていないと。さらに言うならば、今の段階で7業種の必要性についてもこれから検討したいということでした。

労側いかがでしょうか。

橋本委員

はい、7業種についてはこれまでのこともございます。前向きに検討していただいて、必要性ということについて受け入れていただきたいということで、改めてお願いをさせていただきたいと思っております。

岡田会長

いまの段階で回答いただいたのは、各種商品小売業と各種商品、各種食料品小売業ですね、この2つの業種については、使側から必要性はなしということでした。検討小委員会の設置の必要性についても必要性なしということでござ

いました。

この特定最賃につきましては、先ほど事務局から説明ありましたけど、労使のイニシアティブによって決めていくということになっており、まず各種商品小売業、各種商品、各種食料品小売業の2つの業種については、必要性なしということで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それに加えて、次回の本審で7業種についての回答、使側の返答をいただきたいという方向性で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

中野委員

結構です。

橋本委員

ここでお答えいただけないのであれば、それでお願いしたい。

岡田会長

そういう方向で進めていきたいと思います。

今日は改正の必要性にかかる答申はどうなりますか。

檀上室長

7業種は、答申は出ないです。

各種商品小売業の改正決定と、各種商品、各種食料品小売業の新設は、必要性なしとなります。

岡田会長

次回の本審では、7業種の必要性について検討する。

(今後の対応について検討)

岡田会長

それでは、7業種については次の本審に回すとして、先ほど各種商品、各種食料品小売業の答申ですね、新設についての答申を出すということですね。

今日は、新設のみの答申を出して、次回本審の時に各種商品小売業も含めた8業種の答申を出すという方向性でいきましようか。

檀上室長

しばらくお待ちください。

檀上室長

用意できました。

橋本委員

会長、急なことなので、いったん労側で集まらせてもらってもいいですか。

岡田会長

まず、今回は新設の答申を出して、次の本審で、8業種のうちの7業種の回答をもらい、結論を出す、そして各種商品小売業の必要性なしと合わせて答申を出すということです。

(答申文準備完了)

読み上げをお願いします。

栗林指導官

令和6年8月5日

広島労働局長 小沼宏治 殿

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正

広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性の有無について
(答申)

当審議会は、令和6年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県各種商品、各種食料品小売業に係る最低賃金の決定の必要性有無について、慎重に審議した結果、広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金について決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

檀上室長

それではよろしいでしょうか。

岡田会長

はい。

(答申)

ただいま、各種商品、各種食料品小売業の新設についての答申をいたしました。残りの8業種ですけれども、これについては、次の本審で結論を出していき

たいと思います。

それでは、議事の3でございます。「その他」に移ります。

次回の審議会の開催日程等について事務局から説明をお願いします。

檀上室長

次回の審議会の開催日程について説明いたします。広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出に関して御審議いただく必要がある場合、本審の開催を8月21日(水)の午前10時からお願いいたします。場所は、合同庁舎4号館2階11号会議室です。

次回の審議会で再度特定最低賃金の必要性について審議していただくこととなります。

特定最低賃金は年内発効を目指しておりますが、年内発効のタイムリミットは、遅くとも10月30日水曜日までに本審で答申をいただく必要があるということになりますので、委員の皆様にもそれを御了解いただいた上で御審議をお願いしたいと思います。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

まず、次回異議審が8月21日水曜日午前10時から開催することになります。そこでの本審の中で、今回残された答申を待っている8業種、具体的に回答が出ていないのは7業種となっておりますけど、それについての決定をしていくということです。

ちなみに、この特定最賃を年内発効していくためには、10月30日水曜日までに審議会が開催されなければならないということを念頭に置いておいてください。

それでは、委員の皆様には日程の確保をお願いします。

そのほか、何か御発言等がございますか。

(発言等なし)

岡田会長

事務局からどうですか。

檀上室長

ございません。

岡田会長

では、次回の本審は公開といたします。

それでは、これで第 555 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でした。